

令和6年5月

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課 京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

社会福祉法人に対する一般指導監査の監査周期延長制度について

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する一般指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として、原則3箇年に1回の周期で行っているところです。

法人運営や施設運営上の大変な問題が認められない法人については、一定の基準を設け、下記のとおり一般指導監査の実施周期を延長することを可能としています。延長を希望される場合は、内容を確認のうえ申告を行ってください。

周期延長の対象は、**社会福祉法人本部の指導監査**です。

記

1 監査周期延長の適用手続

社会福祉法人本部の一般指導監査は、原則的に、毎年度、3年に1回の周期で監査日程を組み、法人に日程を通知します。

当該年度の社会福祉法人本部の監査日程が「有り」と通知された場合、監査周期延長制度の適用を希望する法人は、延期の要件に適合し監査の延長を希望する旨の「申告書」と会計監査報告書等の「関係書類」を所轄庁に提出します。提出書類を確認のうえ、監査周期延長が適当であるか否かを判定し、結果を各法人に通知します。

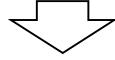
監査周期の延長のイメージ

【原則】区分A→3年に1回

R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度

▲監査実施

▲監査実施



【延長の場合】区分B→5年に1回

R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度

▲監査実施

●監查日程通知

▲監査実施



5年に1回まで監査周期を延長可能

【延長の場合】区分C・D→4年に1回

R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度

▲監查實施

●監查日程通知

▲監查實施



4年に1回まで監査周期を延長可能

2 具体的な提出書類・期限

(1) 区分B～D共通申告書

監査周期延長申告書 兼 関係書類チェックリスト

(2) 区分ごとに次の関係書類

区分B・Cは直近の会計年度に関する報告書を提出(R 6申告→R 5年度に関する報告書)

| | 関係書類 | 説明 |
|---------------|--------------------|---|
| 区分B 〈ア及びイ〉 | ア 独立監査人の監査報告書 | 社会福祉法第46条の19第1項に規定する会計監査報告です。 (「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項が改善されたことが確認できる場合)が記載されたもの) |
| | イ 監査実施概要及び監査結果の説明書 | 監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書です。 |

| | 関係書類 | 説明 |
|----------------------------|----------------------------------|---|
| 区分C 〈ア又はイ〉 及び 〈ウ〉 | ア 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書 | 法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき、毎年度、提出を受けるものです。 |
| | イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書 | 法人と専門家との間で締結する契約に基づき、毎年度、提出を受けるものです。 |
| | ウ 法人と専門家との契約内容が分かるもの(契約書の写し等) | ①契約の相手方が法人の決算業務又は記帳代行業務を行う者(直接関与者)でないことと、②これまで財務諸表等電子開示システムで報告書を提出していない法人は、毎年度支援を受けていることを確認します。 |

| | 関係書類 | 説明 |
|-----|--|---|
| 区分D | 直近の3過年度(保育所は5過年度)に福祉サービス第三者評価を受診した施設・事業所の、評価結果資料 | 苦情解決への取組が適切に行われているかを、評価結果資料で確認します。 <u>(利用者からの意見・要望・苦情・相談に係る項目が全てA(a)評価となっているもの、全拠点分)</u> |

(3) 提出期限

令和6年6月28日（金）（毎年度6月30日まで）

※期限を過ぎて提出された場合、原則、周期延長の適用はできません。

(4) 提出先

保健福祉局所管法人：保健福祉局保健福祉部監査指導課（企画担当）

子ども若者はぐくみ局所管法人：子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室（監査指導担当）

(5) 判定結果

令和6年7月中旬までに個別に通知します（毎年度7月中旬までに通知）。

3 その他の留意点

- (1) 監査周期延長申告書は、当該年度の法人本部の監査日程が「有り」と通知された場合にのみ提出できます。
- (2) 監査周期延長は、法人本部への一般指導監査に係る制度です。法人が運営する施設に対する監査や事業所への運営指導又は実地指導は、監査周期延長制度に関わらず、所定の周期により実施されることになります（例えば、保育所に対する施設監査は毎年度実施されます。）。
- (3) 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、監査周期延長制度に関わらず、必要に応じて指導監査を実施します。
- (4) **監査周期延長制度は、申告制です。**要件に該当すると判断する場合であっても、申告するか否かは法人の任意です。申告がなければ、原則どおり3箇年に1回の周期で監査を実施します。

【区分A～Dについて】

① 監査周期延長制度の考え方

一般指導監査の周期について下表のとおり **4つの区分**に大別し、それぞれの周期により実施することとします。周期延長の対象は、**社会福祉法人本部の指導監査**です。

| | |
|---|-----------------|
| A 法人本部の運営、法人が経営する施設・事業の運営について、大きな問題が認められない。 | 3年に1回 原則 |
| 会計監査人の監査や専門家の活用を図り財務状況の透明性・適正性が確保されている。 | |
| B (1)会計監査人設置法人 ア 会計監査人設置義務法人(収益30億円超) イ 定款により会計監査人を任意設置する法人 (2)会計監査人による監査に準ずる監査を実施する法人 | 5年に1回 まで延長可能 |
| C 専門家（公認会計士、税理士等）による、 (1)財務会計に関する内部統制の向上に対する支援 又は (2)財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人 | 4年に1回 まで延長可能 |
| D 苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、福祉サービス第三者評価事業を受診し、結果公表を行い、サービスの質の向上に努めている法人 | 4年に1回 まで延長可能 |

② 区分ごとの要件・基準

| 区分 | 基 準 |
|---------------|--|
| A 3年 原則 | <p>ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。 イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。</p> |
| B 5年 | <p>Aの基準を満たす法人で、会計監査人等による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する監査報告等が次に掲げる場合に該当する法人。</p> <p>ア 会計監査人設置法人 会計監査人を設置している法人において、<u>会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」</u>（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）<u>が記載された場合</u></p> <p>イ 会計監査人による監査に準ずる監査を実施する法人 会計監査人を設置していない法人において、会計監査人による監査に準ずる監査が実施され、当該監査の際に作成された<u>会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」</u>（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）<u>が記載された場合</u></p> |

| | |
|---------|---|
| C 4年 | <p>Aの基準を満たす法人で、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による<u>財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する次のいずれかの書類が提出された法人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書（「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）・別添1） b 貢務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書（同通知・別添2） |
| D 4年 | <p>Aの基準を満たす法人で、<u>苦情解決への取組が適切に行われ（評価項目のうち、利用者からの意見・要望・苦情・相談に係る項目が全てA(a)評価となっている）、かつ、福祉サービス第三者評価事業を受診し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めている法人</u>（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受診している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。具体的には、直近の3過年度（保育所は5過年度）に法人の全拠点において第三者評価を受診していること。）</p> |

※ 毎年度法人から提出される報告書類並びに前回の指導監査の指摘状況及び改善状況を勘案し、毎年度実施することが必要であると認められる法人は、毎年度実施。

監査周期延長申告書 兼 関係書類チェックリスト

年 月 日

当法人は、監査周期延長の要件に該当するため、関係書類を添えて、提出します。

| | |
|-------------|-----------------------|
| 法人名 代表者名 | 社会福祉法人●●● 理事長○○ ○○ |
| 法人担当者氏名 | |
| 連絡先電話番号 | |
| メールアドレス | |

| 対象区分 <input checked="" type="checkbox"/> | 関係書類 | チェック <input checked="" type="checkbox"/> | 備考 |
|---|--------------------|---|--------------|
| <input type="checkbox"/> B | ア 独立監査人の監査報告書 | <input type="checkbox"/> | ア及びイ 双方必要 |
| | イ 監査実施概要及び監査結果の説明書 | <input type="checkbox"/> | |

※B 区分Bに該当するとして、延長可と判定された場合でも、引き続き要件に該当するかをチェックするため、翌年度に関係書類を再度提出していただきます。

| 対象区分 <input checked="" type="checkbox"/> | 関係書類 | チェック <input checked="" type="checkbox"/> | 備考 |
|---|----------------------------------|---|-----------------|
| <input type="checkbox"/> C | ア 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書 | <input type="checkbox"/> | ア又はイは どちらか一方 |
| | イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書 | <input type="checkbox"/> | |
| | ウ 法人と専門家との契約内容が分かるもの（契約書の写し等） | <input type="checkbox"/> | 必要 |

※C 法人と専門家との間で締結する契約に基づき、毎年度、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受ける必要があります。（会計事務所等との契約内容が、決算書の作成や記帳代行に留まる場合は、対象外。）

また、法人の決算業務又は記帳代行業務を行う専門家による支援は、自己点検に当たるため、延長の対象外。（顧問契約等により会計又は税務の相談対応や指導業務を行う専門家による支援は、延長が可能。）

| 対象区分 <input checked="" type="checkbox"/> | 受診拠点数 /総拠点数 | 関係書類 | チェック <input checked="" type="checkbox"/> | 備考 |
|---|----------------|---|---|-----------------------|
| <input type="checkbox"/> D | / | 直近3過年度（保育所は5過年度）以内に福祉サービス第三者評価を受診した施設・事業所の、評価結果資料 | <input type="checkbox"/> | 受診した全ての施設・事業所の、評価結果資料 |

※D 直近の3過年度（保育所は5過年度）以内に、法人の全拠点において第三者評価を受診していること。

【参考】各区分への該当判断チェックフロー図

